

第3章 計画の基本方針

1. みどりの基本理念

本市の総合計画で掲げている将来都市像「ひかりあふれ 笑顔が明日をつむぐまち」については、都市的機能と豊かな自然が見事に調和したまちがあり、そこを舞台にいきいきと希望をもって暮らしている市民の姿が、ともに縦糸と横糸になり、明日の四街道をつむいでいく明るいまちづくりをめざすものとしています。

その基本目標の1つ「環境との共生を進めるまち」については、自然は、人々の生活にうるおいとやすらぎをもたらし、健康で快適な暮らしにはなくてはならないものであり、快適で住みよい環境を次の世代に継承するためにその保全と創造に努めることをめざすものであります。

このことから、本市に残された貴重な緑や多様な生態系を守っていくため、樹林や水辺の緑の計画的な保全に努め、市民が身近な自然環境とふれあう機会を提供するとともに、市民と行政が協働して緑を守り、育てていく仕組みづくりを計画します。

また、市民が生活のなかで身近にふれることのできる緑として都市公園などの整備を推進するとともに、管理・運営・再整備について、市民の参画を得ながら進めます。

さらに、うるおいのあるまちづくりの実現のため、公共施設の緑化や街路樹の整備に努めるとともに、市民の緑化意識の高揚を図り、都市機能と緑が調和した本市の特性をさらに高めます。

これらを踏まえ、本計画では、みどりにおける基本構想の将来都市像の実現をめざすため、みどりを「守り」、「創り」、「育む」を基本理念とします。

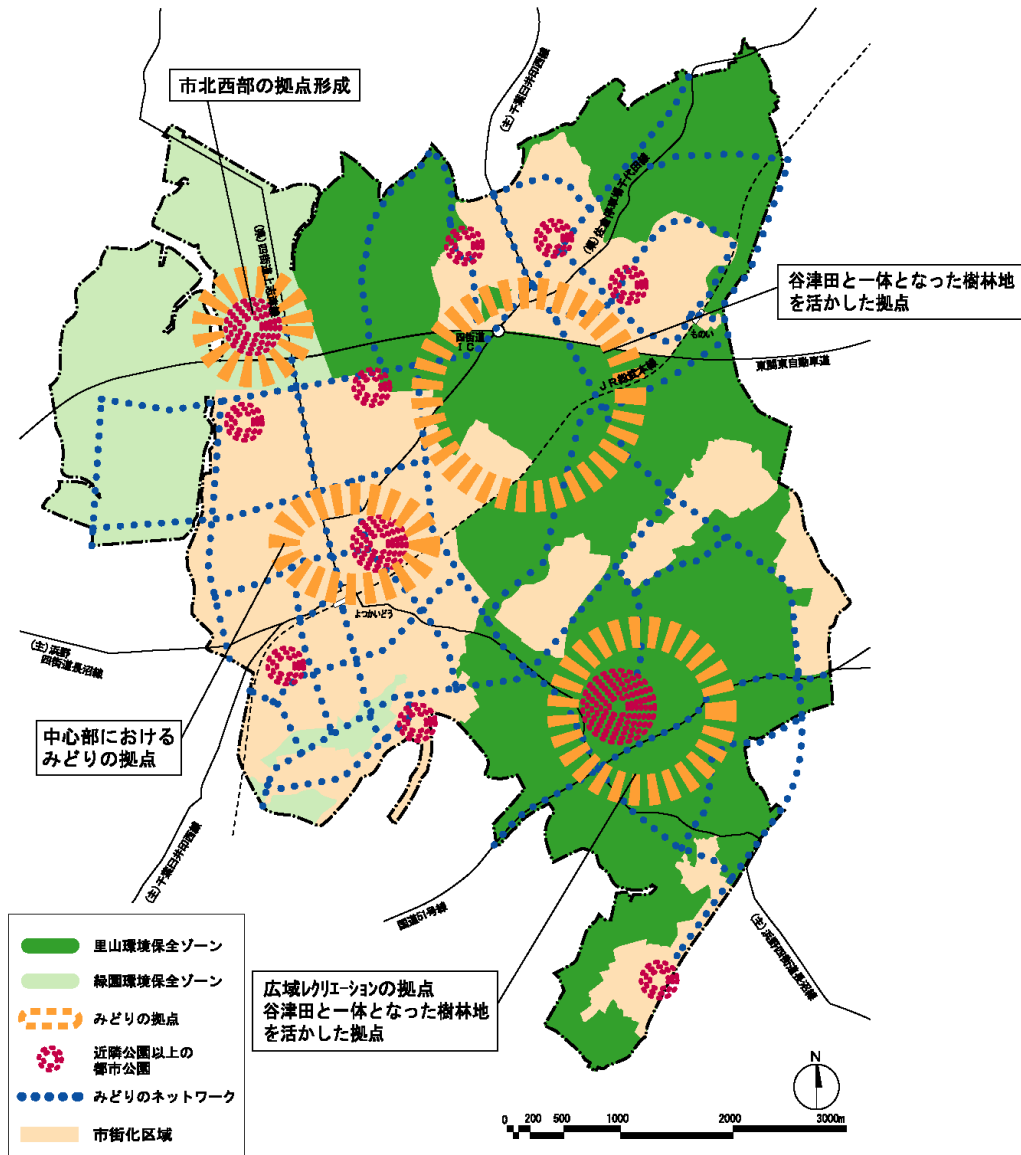
2. みどりの将来像

「ひかりあふれ 笑顔が明日をつむぐまち」の実現に向け、みどりの現状と課題、みどりの役割、まちづくりの方向性等を踏まえ、目標年次におけるみどりの将来像を以下のようあすに設定します。

みどりの将来像

みどりの豊かさを誇れる自然環境と都市機能が共生するまち

■ みどりの将来像図



3. 基本方針

みどりの基本計画では、「みどりの豊かさを誇れる自然環境と都市機能が共生するまち」の実現をめざし、3つの基本方針を掲げ、みどり豊かなまちの創造に取り組んでいくものとします。

基本方針— 1

☆みどりを守ります

○自然のみどり、貴重なみどりの保全

農地や樹林地などの自然環境は、貴重な生態系を育む空間、人々のやすらぎの空間としても貴重です。

また、社寺林や屋敷林などの地域のみどりは、本市の歴史や文化を受け継ぐ財産として非常に価値の高いみどりです。

このような自然のみどりや貴重なみどりを大切に守り、育てることによって、次世代へ受け継ぐとともに、環境教育の場などに活用します。



基本方針— 2

☆みどりを創ります

○安全で快適な市街地の形成

市街地のみどりは、地震災害時における建物倒壊や延焼を防止するなど防災面でも重要です。

また、都市景観の向上に寄与し、人々の生活にやすらぎとうるおいをもたらします。

このため、公共公益施設の緑化はもとより、市民や企業などの協力を得ながら、生垣緑化や道路緑化を進めるなど、安全で快適な市街地を形成します。



○誰もが安心して利用できる公園の整備

公園などのみどりはレクリエーション活動を楽しむばかりでなく、都市景観の向上に寄与し、人々の生活にふれあいや、やすらぎをもたらします。

しかし、既成市街地では、子供や高齢者が安心して利用できる公園や広場が歩いていける範囲に少なく、市民アンケートからも「自然を生かした大きな公園整備」の要望があげられています。

このため、市民ニーズに対応した公園の整備を図り、憩いの場、ふれあいの場となるみどりを創ります。



○快適なネットワークの形成

市街地のみどりが少ない本市においては、貴重なみどりや身近な公園を安全・快適なみどりの軸で結び、まちを楽しく周遊できるネットワークを形成します。

また、市街化調整区域の農地を樹林地や水路で結び、自然環境のネットワークを形成します。

基本方針— 3

☆みどりを育みます

○協働で取り組むみどりの創出

積極的なみどりづくりへの参加を考えている人が増えていますが、緑化に取り組む機会が少ない状況にあります。

このため、みどりに関する啓発活動や市民参加の花壇づくりなど、みどりに親しむ活動や機会の場を増やし、人とみどりの輪を広げるなど、市民、企業、行政が一体となったみどりの創出を図ります。



4. 施策の体系

